

頁	中間案	最終案
8	<p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p>	<p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p>
21	<p><b>6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実</b></p>	<p><b>6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実</b></p>
21	<p><b>(2) 相談支援体制の整備</b></p>	<p><b>(2) 相談支援体制の整備</b></p>
	<p>障害のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別に対応した相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>	<p>障害のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別に対応した相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p>
22		<p><u>○ 身体、知的、精神に障害のある人に対して、関係団体等と連携し、来所・訪問・電話相談等の方法により、相談できる体制を継続・整備します。</u></p>
23	<p>○ 京都府自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な悩みを抱える方々に対する電話・面接相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、「いのちのサポートチーム」が面接相談に加わり、継続した相談支援を行います。</p>	<p>○ 京都府自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な悩みを抱える方々に対する電話相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、<u>法律相談や労働相談等の専門相談に繋ぐなど</u>、継続した相談支援を行います。</p>
24	<p><b>(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実</b></p> <p>障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。</p>	<p><b>(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実</b></p> <p>障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。</p>
25		<p><u>○ 認知症の人などが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。</u></p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
38	<b>第3章 サービス見込量及び計画的な基盤整備</b>	<b>第3章 サービス見込量及び計画的な基盤整備</b>
	<b>1 サービス見込量</b>	<b>1 サービス見込量</b>
39	(2) サービス見込量の合計	(2) サービス見込量の合計
		※数値を記載 (省略)
40	(3) 圏域ごとのサービス見込量	(3) 圏域ごとのサービス見込量
		※数値を記載 (省略)
53	<b>2 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等</b>	<b>2 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等</b>
	市町村、障害当事者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療、教育、企業などの関係団体等で構成する各圏域の障害者自立支援協議会等において、以下のような現状分析・課題整理がなされました。	市町村、障害当事者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療、教育、企業などの関係団体等で構成する各圏域の障害者自立支援協議会等において、以下のような現状分析・課題整理がなされました。
57	<b>(5) 乙訓サブ圏域</b>	<b>(5) 乙訓サブ圏域</b>
	<b>①障害福祉計画における課題</b>	<b>①障害福祉計画における課題</b>
	この圏域での入所施設は1か所であり、圏域内での入所希望に 応えられていません。グループホームでは、知的や精神の方 を対象とした事業所は増加傾向ですが、重度や強度行動障害を 対象に含む事業所は増加することもなく依然と少ない状況で す。また、日中一時の事業所は少なく、供給量が不足する中、 重度対応については、土日祝等の居宅サービスの確保も課題と なっています。 医療的ケア対応の施設については、当圏域協議会との連携の もと、令和4年度、介護老人保健施設を母体とした医療型短期 入所の事業所が開設しました。開設後早々にモデルケースとし て、当事者による一時利用を行い、いくつかの利用時の課題が 浮き彫りになっており、この課題解決に向けて、見学や説明会	この圏域での入所施設は1か所であり、圏域内での入所希望 に応えられていません。グループホームでは、知的や精神の方 を対象とした事業所は増加傾向ですが、重度や強度行動障害を 対象に含む事業所は増加することもなく依然と少ない状況で す。また、日中一時の事業所は少なく、供給量が不足する中、 重度対応については、土日祝等の居宅サービスの確保も課題と なっています。 医療的ケア対応の施設については、当圏域協議会との連携の もと、令和4年度、介護老人保健施設を母体とした医療型短期 入所の事業所が開設しました。開設後早々にモデルケースとし て、当事者による一時利用を行い、いくつかの利用時の課題が 浮き彫りになっており、この課題解決に向けて、見学や説明会

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
59	<p>を開催し、利用促進を図っていくところです。また、1施設開設だけでは、医療的ケアが必要な方に対応仕切れないため、引き続き、3号研修実施機関の協力を得て3号研修を実施し、医療的ケアの支援者を増やす取り組みが必要です。</p> <p><u>生活介護については、令和8年度、長岡京市の共生型福祉施設整備事業の取組により開設される見込みです。しかし、特別支援学校の卒業生については、常に重度の生活介護の空が少なく対応が難しい状況があります。そのため、圏域内の特定の法人による利用枠増加の調整だけでは対応しきれないため、他の圏域での利用を調整している状況です。遠方利用は利用者の負担の拡大に繋がるため、引き続き、関係機関と特別支援学校と連携しながら状況を把握し、課題解決に向けた検討が必要です。</u></p> <p>相談支援事業所については、年々契約件数が増加している中、相談支援事業所及び相談支援専門員が増えないため、新規受け入れを停止する事案が出てきています。また、特定相談に加えて、委託相談や他事業を兼務している職員が多く、相談支援専門員への負担がさらに増している状況です。この課題は、当圏域内だけの問題ではなく全域での課題であるため、他の圏域と情報共有しながら取り組む必要があります。</p> <p><b>(7) 山城南圏域</b>  <b>② 障害児福祉計画における課題</b></p> <p>障害のある児童を取り巻く福祉サービスについては、就学前の療育、就学後の放課後支援のニーズが高まっていますが、<u>特に発達障害のある児童に対する支援については、圏域内に児童発達支援センターがない状態を解消し、整備することが急務で</u></p>	<p>を開催し、利用促進を図っていくところです。また、1施設開設だけでは、医療的ケアが必要な方に対応仕切れないため、引き続き、3号研修実施機関の協力を得て3号研修を実施し、医療的ケアの支援者を増やす取り組みが必要です。</p> <p>特別支援学校の卒業生については、常に重度の生活介護の空が少なく対応が難しい状況があります。そのため、圏域内の特定の法人による利用枠増加の調整だけでは対応しきれないため、他の圏域での利用を調整している状況です。遠方利用は利用者の負担の拡大に繋がるため、引き続き、関係機関と特別支援学校と連携しながら状況を把握し、課題解決に向けた検討が必要です。</p> <p>相談支援事業所については、年々契約件数が増加している中、相談支援事業所及び相談支援専門員が増えないため、新規受け入れを停止する事案が出てきています。また、特定相談に加えて、委託相談や他事業を兼務している職員が多く、相談支援専門員への負担がさらに増している状況です。この課題は、当圏域内だけの問題ではなく全域での課題であるため、他の圏域と情報共有しながら取り組む必要があります。</p> <p><b>(7) 山城南圏域</b>  <b>② 障害児福祉計画における課題</b></p> <p>障害のある児童を取り巻く福祉サービスについては、就学前の療育、就学後の放課後支援のニーズが<u>高まっていることから、自立支援協議会の発達支援部会や特別支援連携協議会、各市町村や児童発達支援事業所等において、医療・保健・教育・</u></p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	<p><u>す。また、圏域の自立支援協議会の発達支援部会及び発達障害児等支援体制検討会議等</u>において、医療・保健・教育・福祉等の連携及び支援体制の構築、<u>ペアレント・トレーニングやティーチャートレーニング、支援ファイルの普及推進等に取り組んでいます</u>が、引き続き、ライフステージを通じた切れ目のない支援提供に一層努めるとともに、<u>圏域内の今後の施策推進の全体像(ビジョン)を策定し、支援体制の強化を図ります。</u></p> <p>また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、<u>医療的ケア児に対応できる事業所、短期入所、レスパイト入院先等</u>が不足していることから、圏域の自立支援協議会に医療的ケア部会を立ち上げ、医療、教育を含む他分野との連携を深めた協議の場を設置したところ<u>です。今後、さらなる支援体制の整備を進めていきたいと考えます。</u></p>	<p>福祉等の連携及び支援体制の構築や<u>研修会の実施</u>、ペアレント・トレーニングやティーチャートレーニング、支援ファイルの普及推進等に<u>取り組んでいるところであり</u>、引き続き、ライフステージを通じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。</p> <p>また、当圏域では<u>医療的ケア児に対応できる短期入所</u>、レスパイト入院先、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等が不足していることから、圏域の自立支援協議会に医療的ケア部会や<u>母子保健事業</u>における医療、教育、<u>保育、福祉等の他機関と連携し</u>、今後も更なる支援体制の整備を進めていくことが必要です。</p>
62	<p><b>第4章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数</b></p> <p>令和8年度までの各年度における障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数について、次のとおり設定することとし、市町村や関係施設及び事業所と連携を図りつつ、地域の実情・ニーズに応じた整備を進めていきます。</p> <p><b>1 障害者支援施設</b></p> <p>障害者支援施設について、次のとおり必要入所定員総数を設置することとします。</p>	<p><b>第4章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数</b></p> <p>令和8年度までの各年度における障害者支援施設及び障害児入所施設等の必要入所定員総数について、次のとおり設定することとし、市町村や関係施設及び事業所と連携を図りつつ、地域の実情・ニーズに応じた整備を進めていきます。</p> <p><b>1 障害者支援施設</b></p> <p>障害者支援施設について、次のとおり必要入所定員総数を設置することとします。</p> <p><b>※数値を記載（省略）</b></p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	<p><b>2 障害児入所施設</b>                      障害児入所施設について、次のとおり必要入所者定員総数を設定することとします。</p>	<p><u>(参考) 令和4年度末定員数：2,433人分</u>  <u>施設の改築・改修に当たっては、施設の空き定員や真に利用が必要な者の状況も考慮し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員の見直しに向けて調整します。</u>  <u>また、この定員総数と福祉施設入所者の目標数の差分はレスパイト（家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと）等を目的とした短期入所等として活用を図ります。</u></p> <p><b>2 障害児入所施設</b>                      障害児入所施設について、次のとおり必要入所者定員総数を設定することとします。                      ※数値を記載（省略）</p>
67	<p><b>第8章 計画の成果目標の設定</b>                      サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定するとともに京都府独自の目標も設定します。</p> <p>67 <b>1 福祉施設入所者の地域生活への移行</b>                      令和4年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和8年度末までに、150人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指し、令和8年度末の福祉施設入所者数の目標を●●人とします。</p> <p>(参考) 令和4年度末の福祉施設入所者数：<u>2,231人</u></p>	<p><b>第8章 計画の成果目標の設定</b>                      サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定するとともに京都府独自の目標も設定します。</p> <p><b>1 福祉施設入所者の地域生活への移行</b>                      令和4年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和8年度末までに、150人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指し、令和8年度末の福祉施設入所者数の目標を<u>2,210人</u>とします。</p> <p>(参考) 令和4年度末の福祉施設入所者数：<u>2,336人</u></p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
67	<p><b>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p><b>(2) 精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数</b>                      令和 8 年度末の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。</p> <p>精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数                      : <u>3 2 5 . 3 日以上</u></p>	<p><b>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <p><b>(2) 精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数</b>                      令和 8 年度末の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。</p> <p>精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数                      : <u>3 3 0 日以上</u></p>
68	<p><b>(3) 精神病床における 1 年以上の長期入院患者</b>                      令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。</p> <p>精神病床における 1 年以上長期入院患者数 : <u>2, 1 1 4 人</u></p> <p><b>4 福祉施設から一般就労への移行</b></p> <p><b>(1) 福祉施設から一般就労への移行</b>                      令和 8 年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、<u>令和 4 年度</u>の移行実績を上回る <u>5 4 0 人以上</u>を目指します。</p> <p>(参考) <u>令和 4 年度</u>の移行実績 : <u>4 0 5 人</u></p> <p><b>(4) 就労定着支援事業による支援</b>                      就労定着支援事業においては、令和 8 年度における目標を次のとおり設定します。</p>	<p><b>(3) 精神病床における 1 年以上の長期入院患者</b>                      令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。</p> <p>精神病床における 1 年以上長期入院患者数 : <u>2, 1 9 6 人</u></p> <p><b>4 福祉施設から一般就労への移行</b></p> <p><b>(1) 福祉施設から一般就労への移行</b>                      令和 8 年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、<u>令和 3 年度</u>の移行実績を上回る <u>5 5 0 人以上</u>を目指します。</p> <p>(参考) <u>令和 3 年度</u>の移行実績 : <u>4 2 8 人</u></p> <p><b>(4) 就労定着支援事業による支援</b>                      就労定着支援事業においては、令和 8 年度における目標を次のとおり設定します。</p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	<p>① 就労定着支援事業の利用者数：<u>（令和3年度末実績の1.41倍以上）</u></p> <p>② 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</p>	<p>① 就労定着支援事業の利用者数：<u>440人以上</u></p> <p>② 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</p>
<b>以下、新規追加、修正、削除用語</b>		
4		<p><b>高次脳機能障害</b> ケガや病気により、脳に損傷を負うことで記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状が出ることにより、日常生活又は社会生活に制約がある「状態」。</p>
4		<p><b>障害者自立支援協議会</b> 障害のある人が地域で自立した生活ができるように支援するため、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うための場であり、地方公共団体が設置するもの。</p>
6		<p><b>SDGs（持続可能な開発目標）</b> Sustainable Development Goals の略称で、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された国際目標。 「誰一人取り残さない」をスローガンに、令和12年を目標とする貧困削減、格差の是正、平和構築など多岐にわたる17のゴール・169のターゲットから構成されている。</p>
9		<p><b>成年後見制度</b> 家庭裁判所で選任された成年後見人や保佐人等が、認知症、知的障</p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
15		<p>害、精神障害などにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。</p> <p><b>ヘルプマーク</b>  義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマーク。</p>
16	<p><b>京都府図書館総合目録ネットワーク</b>  <u>京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）に参加する、京都府内の図書館等の所蔵資料（図書／雑誌・新聞）を、分散型総合目録（横断検索方式）と集中型総合目録（データ提供方式）とを併用した総合目録を利用し、一括して検索することができるネットワーク。</u></p> <p><b>特定（電子）図書</b>  視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書、点字により教科書を複製した図書、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって、教科書に代えて使用できるもの。</p>	<p><b>京都府図書館総合目録ネットワーク</b>  <u>京都府内公立図書館・読書施設、大学図書館等参加館の所蔵資料の書誌データを一括して検索できる「京都府図書館総合目録」を中心に、府立図書館が運行する連絡協力車を使い、参加館の相互協力・相互貸借を支える</u>ネットワーク。</p> <p><b>特定（電子）図書</b>  <del>(削除)</del></p>
16		<p><b>特定書籍</b>  著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害のある人等が利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書等）。</p>



「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
16	<p><b>SNS</b> 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。</p>	<p><b>特定電子書籍</b> 著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害のある人等が利用しやすい電子書籍（デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等）。</p> <p><b>SNS</b> <b>(削除)</b></p>
17		<p><b>個別避難計画</b> 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。</p>
18		<p><b>メール 110 番システム</b> 聴覚や言語機能に障害のある人でも 110 番通報ができるよう、平成 14 年 1 月から運用を開始したインターネット回線を利用してメールのやりとりをする通報受理システム。</p>
18		<p><b>FAX 110 番システム</b> 聴覚や言語機能に障害のある人でも 110 番通報ができるよう、平成 2 年 10 月から運用を開始したファックスによる通報受理システム。</p>
18		<p><b>110 番アプリシステム</b> 聴覚や言語機能に障害のある人でも 110 番通報ができるよう、令和元年 9 月から運用を開始したスマートフォン等に専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名等を登録することで使用可能となる文字等による通報受理システム。</p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
18		<p><b>消費者安全確保地域協議会</b>                      消費者安全法第 11 条の 3 に定める協議会。消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して構築する。</p>
24		<p><b>医療的ケア</b>                      人工呼吸器による呼吸管理、かくたん吸引その他の医療行為。</p>
24		<p><b>ゲートキーパー</b>                      自殺の危険を示すサインや深刻な悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守ることができる人で、「命の門番」と言われている。</p>
24		<p><b>特別支援学校</b>                      障害のある幼児、児童、生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。</p>
26		<p><b>メリデン版訪問家族支援</b>                      精神障害のある人とその家族が、自ら困難を切り抜けられるよう、問題を解決する手法を習得するための支援。</p>
27		<p><b>レスパイト</b>                      家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと。</p>

「京都府障害者・障害児総合計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
27		<p><b>強度行動障害</b></p> <p>自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」。</p>
33		<p><b>第6次産業化</b></p> <p>一次産業としての農業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。主な事例として農産加工、新商品開発、コミュニティカフェなどが挙げられる。</p>